

近代資本主義の成立と 奴隷貿易——③ 教皇文書と新大陸での 実態の吟味(2)

キリスト教化は奴隷化の方便ではなかったか

西山俊彦
Toshihiko Nishiyama

2004年2月
カトリック社会問題研究所
『福音と社会』
第212号

「インディアス向けの黒人奴隷貿易は、1501年9月の勅令で始まり、1513年の許可状の導入によって大規模なものへと」（染田秀藤 1990）発展し、16世紀中葉には、酷使と疫病に激減したインディオに完全にとって代わっていました⁽¹⁾。

新世界の開拓・発展は、俗権には政治・経済的動機によって、即ち、奴隷貿易の第1期「許可制の時代」（1513-95、R・メジャフェ 1979）には王室に前納された課徴金の魅力によって、その後は“市場経済”の需要のままに展開しましたが、教権にとっては「福音宣布」の使命以外の何物でもなかったはずですが、ただ教会は、1622年の「布教聖省」の創設までは、そのための固有の機関を持っておらず、キリスト教君主に「教会組織・監督の特権」を与えてその責務に委ねていました。ですから、「勢力拡大」「利益追求」と「福音宣布」とは、一方の目的が他方の方便となる危険が、もとより、あっただけでなく、政教未分離による問題も十分自覚されていなかった点も否めません。快いことではないとしても、事態の一端を教皇文書に見なければならぬ理由です。

I . 教皇文書は奴隷貿易を禁止したか

16世紀前半の教皇文書

15世紀に奴隷化を禁止／奨励している教皇文書を、前回に、紹介しましたが、16世紀に入ってこれがどうなっているかが焦点です。次の7点が主要なものとなります—

(1) 教皇ユリオ二世大勅書	「ユニヴェルサーリス・エクレジエ Universalis Ecclesiae 」	(1508・ 7・28)
(2) 教皇レオ十世小勅書	「プレチェルセ・デヴォチオーニス Praeelsae Devotionis 」	(1514・11・ 3)
(3) 教皇パウロ三世小勅書	「パストラレー・オフィチウム Pastorale Officium 」	(1537・ 5・29)
(4) 同 小勅書	「ベリタス・イプサ Veritas Ipsa 」	(1537・ 6・ 2)
(5) 同 大勅書	「スプリーミス・デウス Sublimis Deus 」	(1537・ 6・ 2)
(6) 同 大勅書	「アルティトゥード・ディヴィーニ・コンシリイ Altitudo Divini Consilii 」	(1537・ 6・ 1)
(7) 同 小勅書	「ノン・インデーチェンス・ヴィデートゥール Non Indecens Videtur 」	(1538・ 6・19)

(1)は、自己とその継承者に完全かつ無期限の「パトロナート・レアル」を授与するように、とのフェルナンド国王の要請（G・グティエレス 1993）に応えた画期的なもの（E・W・シールス 1961）、(2)は、教皇ニコラス五世が「ロマーヌス・ポンティフェックス」（1454・1・8）等で賦与した権利、即ち、「サラセン人と神に刃向う者の領土を征服し、財産を剥奪し、彼等を終生奴隷とする権利」を、文字通り、再確認するものでした。（J・F・マックスウェル 1975）、(3)は、トレド大司教フワン・デ・タベラ枢機卿宛小勅書で違反者には破門をもって迫るもの、(4)(5)は全世界に宛てた勅書ですが、等しく、「インディオは人格を有する人間であり、キリスト教化さ

れ、キリストの救いに与かる資格を有する者であるから、所有物を剥奪したり、奴隷としてはならない」と宣言するものでした。その中で最も重要と指摘される（グディエレス同）(5)は、大要、次の通りです――

「…地上における我が主の代理者として立てられている、不肖、予は、囲いの外の羊の群れを囲いの中に導こうと不断に尽力している。この職責上明言しなければならないのは、インディオが、主キリストへの信仰に導かれるための、単に能力を有するだけではなく、早晚、信仰を受容する者であることである。彼等が真の人間（傍点筆者）であることに鑑み、それに相応しい方策が講じられることを希望して、次の通り規定し、宣言する。

件のインディオ、及び、キリスト教の知見に最も遅れて到達した人々も、たとえ現時点で、キリストへの信仰の外にいたとしても、自由と所有への権利を剥奪されたり、剥奪されるべき者ではない。反ってそれらは尊重されるべきであって、決して奴隷状態に貶められるべきではない。また、たとえ、そのようなことが起こったとしても、それらは無効であって、何らの効力も拘束力も有するものではない。…」

インディオは「真の人間である」との教皇パウロ三世の宣言は、植民者達が展開していたインディオは「人間かどうか」「奴隷にしていかがうか」の論争に終止符を打つものでした。これは 1503-41 年間に出来た「不正な権原¹²⁾」による奴隷化を禁ずる国王の勅令に沿ったものでしたが、特に、権原の如何を問わずすべての奴隷化を禁じたカルロ五世の勅令（1530・8・2）に対応したものでした。ところが、この奴隷化禁止の勅令はカルロ五世自身によって、早々と、1534年2月20日に撤回され、「正しい権原」に基づいた奴隷化は続行されていましたが、不思議なことに、1537年になっても教皇パウロ三世は、この事実を知らなかったという訳です。

教皇パウロ三世自身による奴隷禁止令の撤回

前記の通り教皇パウロ三世は、破門の罰を科してまで、明確に奴隷化を禁止しました。ところが、その後一年を経つか経たない内に、(7)「ノン・インデーチェンス・ヴィデートゥール」でもってそれを撤回してしまいました― 王権からの横槍が入ったからです。そこにはこう記されています―

「ローマ教皇が、欺瞞に基づく予断によって発布した事項を修正・撤回・変更することは不適當なことではない。

予が愛子カルロ国王は、先年予が発布した教書が、インディアス諸島の政治と幸先きよき運営に支障を来しているとして、…使徒座が寛大な措置を講ずるよう謙虚に願い出た。

そこで、予の本心は誰をも傷つけるところにはなく、また、カルロ国王の尽力によって彼の地にキリストの御教えが短期間に弘布されたことに鑑み、同時に、聖なる事業の障げとなることは何物たりとも除去したいがために、使徒座の権威に基づいて、前記教書を撤回・失効・無効とし、そこに含まれるいかなる事項をも、逐語的に、撤回、失効・無効とされたと見なすよう欲する。**Litteras praedictas (in forma brevis) … et in eis contenta quaecumque, auctoritate apostolica**

per easdem praesentes cassamus, irritamus et annullamus. Ac pro cassis, irritis et nullis haberi volumus.

ニース城外・聖十字架の館にて、漁夫の印章をもって、
1538年6月19日教皇登位第4年」

(7)は(3)だけを禁止したのか、(3)(4)(5)も禁止したのか

(3)(4)(5)に余りにも明白に宣言された奴隷化禁止令は、これまた余りにも明白な撤回令(7)によって、1年にして脆くも潰え去りました。そしてその理由は、キリスト教宣布は、新世界の開拓（植民地主義及び奴隷制度）なしにはあり得ないのだから、とされています。ここに教会の使命と帝国の野心とが拮抗し、教会の使命が帝国の発展に依存している限り、教会は帝国の意思に屈服しなければならない構図が明らかになっています。しかし、何が禁止され、何が残されたというのでしょうか。

撤回されたのは(3)だけか

この説の理由として、撤回されたのは前記教書 **Litteras Praedictas** は単文を指している上に、**in forma brevis** 小勅書の形式でとなっているから、(3)だけであると主張します。しかし「前記教書」は複数とも理解でき、(4)も小勅書なのですから、決定的ではありません。今一つの理由は、次項に検討する後代の文書9つの内5つ迄（教皇文書に限れば6つの内5つ迄）もが(5)を奴隷化に明確に反対したのとして列挙しているからです。失効している文書を列挙するはずがない、と言うのが根拠ですが、この見解には殆ど説得力がありません。なぜならそれら文書は、王権との拮抗関係がなくなった後代のものであるだけでなく、どれ一つとして、(7)によって奴隷化禁止令は撤廃されていることを嘔気にも出さない恣意的、偏向的なものだからです。

撤回されたのは奴隷化禁止そのもの

(3)(4)(5)の全文書、或いは、奴隷化禁止自体が撤回されたとみる説で、こちらの方が有力です。(3)(4)(5)の内容が、実質的に、同一で、(3)だけを撤回したから(4)(5)は維持されていると見なすのは、矛盾も甚だしい形式主義となるからです。実際には容認していながら、文書の片隅に文言さえ残しておけば終始反対姿勢を貫き通したかの主張をすることは、“インディオ狩り”でのリケリメントの姿勢と同様です。一層断定的な理由は、国王側が撤回を要求した根拠が「パトロナート・レアル」の侵害であって教皇側もこれを認めたこと、この要求を充たすためには全文書の撤回は必至であって、国王側も全教書が一括して撤回されたと記録しています。それがあるかあらぬか、(5)「スプリーミス・デウス」は正式の勅書集 **bullaria** には掲載されておられません。教権－王権間の折衝を詳述したグティエレスは、彼自身(5)は失効したと見なしていないにもかかわらず、次の総評を与えています―

「このようにして教皇は国王の前に屈服したのである **We must say that we are found with a surrender by the pope to the emperor.**」(同、310頁)

撤回以降の教皇文書

教皇パウロ三世のインディオ奴隷化禁止令は、国王側の抗議によって、一年間しかもたなかった、これは、教会は奴隷制に一貫して断固反対したとの主張とは裏腹の事実です。これが時代とともにどう変化したかを、次に、見なければなりません。

(1) 教皇グレゴリオ十四世大勅書	「クム・シクティ Cum Sicuti 」	(1591・4・18)
(2) 教皇ウルバーノ八世小勅書	「コミスム・ノービス Commissum Nobis 」	(1639・4・22)
(3) 教皇インノチェント十一世下	布教聖省回答 230 号	(1686・3・20)
(4) 教皇ベネディクト十四世小勅書	「インメンサ・パストールム Immensa Pastorum 」	(1741・12・20)
(5) 教皇ピオ六世下	検邪聖省回答 515 号	(1776・9・12)
(6) 教皇グレゴリオ十六世憲章	「イン・スプレーモ In Supremo 」	(1839・12・3)
(7) 教皇ピオ九世下	検邪聖省回答 1293 号	(1866・6・20)
(8) 教皇レオ十三世回状	「イン・プルリミス In Plurimis 」	(1888・5・5)
(9) 同 回状	「カトリチェ・エクレジエ Catholicae Ecclesiae 」	(1890・11・20)

以上が奴隷化に関する文書です。(7)のエチオピア使徒座代理者 **Vicarius Apostolicus** に対する回答では、いかなる権原フイトルによる奴隷売買であっても自然法にも神法にも違反しないというものもありますが、他は、何らかの意味で奴隷取引を非難・弾劾するものです。では、一様に糾弾し禁止しているのかを問えば、一概には言えません。奴隷化のどの側面・要素を禁止したことになるかの基準によって、見解は大きく分かれるからです。例えばマックスウェル (1975) は、黒人奴隷化と大西洋奴隷貿易は 19 世紀の(6)以前には触れられることさえなかったと断定しますが、これは 17 世紀の検邪聖省回答を教皇文書と認めないためです。同じように(3)は「不正な権原」による奴隷化は排撃したが、「正しい権原」による奴隷化は許容しました。もっとも、それよりずっと先の(1)も(2)もが、いずれの権原による奴隷化をも禁止していますが、マックスウェルによれば、奴隷制度自体を弾劾したのは、ようやくレオ十三世の「イン・プルリミス」(1888)を待ってであると明言します。

これらの事実によって、教皇文書の内容にはかなりの温度差があることは明瞭で、どこを基準にするかによって、次の評価が生まれます—

「いつカトリック教会は奴隷制を断罪したのか、有力な批評家の説では、それは、さほど、昔のことではない。J・T・ヌーナン判事によれば、教会が奴隷制度自体 **the institution of slavery** を断罪したのは 1890 年以前のことではなく、廃止論者の活躍により文明諸国の法律から姿を消してからずっと後のことだった。神学者 L・ウールボンも同じ見解であるが、それは教皇ピオ五世、ウルバーノ八世、ベネディクト十四世等、どの教皇の介入も、奴隷制の原理の断罪 **any condemnation of the actual principle of slavery** には到っていないと理解しているからである。J・F・マックスウェルの 1975 年の著書によれば、教会が奴隷制道徳についての態度を改めたのは 1965 年、即ち、第二バチカン公会議の『現代世界憲章』

(27、29 項) においての事だった。⁽³⁾

それでも教会は断固一貫して反対？

前項に掲げた反対意見を明示している J・S・パンツァーだけは「教皇庁正義と平和協議会」の見解に忠実です。それは「(15 世紀前半から) 教皇は、断固、一貫して、奴隷制に反対し続けてきた。(ただ、聴くべき者が聴く耳を持っていなかっただけ。)」というものです。筆者にとって、これは事実を無視するナイーブな見解と見えますが、その理由は、これ迄に挙げたものの他に、次の疑問に答えていないからです—

- 一. 教皇パウロ三世の撤回以降 350 年間に示されたアペールは 9 つ、教皇文書に限れば 6 つです。60 年に一度とは、その内容の如何を問わないとしても、小羊の苦難を見逃し得ない「母なる教会」「良き牧者」の態度と言えるでしょうか。
- 二. 黒人奴隷貿易の弾効を 1686 年のこととしても、黒人奴隷化以降 2 世紀近く経過した時点のことに過ぎないのを、どのように理解すればよいのでしょうか。
- 三. 関係文書(1)~(9)の中、5 つ迄もがパウロ三世の明確な弾効禁止を明示するが、同教皇による 1 年後の明確な撤回は嘆気にも出さないことを、どのように理解すればよいのでしょうか。
- 四. 50 年に一度出るや出ないかの文書の片隅に文言が認められるからと言って、それが反対禁止姿勢を貫いたことになるのでしょうか。(『現代世界憲章』の片隅に、或いは冒頭にでも、「貧しき者の味方」と書き留められていさえすれば、教会の証し姿勢が一大転換を遂げたように錯覚するのも同じです。)
- 五. 黒人奴隷貿易が、原資蓄積を促進し、近代資本主義の形成から現代文明の発展を可能としてきたのなら、これら経済・政治・社会体制との対決を明確にし、これに対抗する構図を提示することなしに、黒人奴隷貿易をはじめ各種奴隷制度を弾効禁止したことになるのでしょうか。

II. キリスト教化は奴隷化への方便ではなかったか —手段と目的の倒錯—

“新世界の発見”を原点とする大航海時代には、教会の「福音宣布」の使命は世俗君主に委ねられており、植民地の拡大が強勢の拡大の条件であるところから、教権は俗権に屈服を強いられたことを前節で紹介し、奴隷貿易が王権の手を離れ、経済原理の^{ほしいまま}恣に委ねられてからでは、一層、この傾向が強まりました。目的と手段の倒錯の進行は、ほぼ、次の順序です—

1. 「神に楯突くサラセン人と異邦人を征服し、略奪・奴隷化を奨励する原則」

15 世紀前半の教皇文書に明言されたこの原則は、ポルトガル人がアフリカはギニア地域に到達した当初には黒人にも適用されたが、そこには無理があり、長続きしませんでした。

2. 「奴隷化と無条件的洗礼の同時進行」

俗権の目指すは究極の利潤追求である奴隷化、教権の目指すは「福音宣布」という洗礼と教勢の拡大、ならば2つの目的をドッキングすれば、どちらにとっても好都合、これが夢と笑い話であればよかったです、背理と惨虐な史実であったと、次の引用は記します—

「コンゴ、アンゴラ、上ギニアに来航した宣教師のほとんどは、奴隷にされたアフリカ人が大西洋を渡ろうとするとき祝福を与えるのがその仕事だった。」(W・ロドネー 1978)

「ブラジルに向かう奴隷はみな、乗船させられる前に、洗礼と宗教教育を受けねばならず、また船が港についたとき、どの船にも修道士が乗り込んで、新着者たちの良心と宗教を審査した。」(S・M・エルキンズ 1978)

「原則的に、奴隷達は乗船に先達って洗礼を授けられた。王権の圧力の下、ポルトガル人は、決して、未受洗の奴隷をブラジルに連行することはなかった。アフリカ人を連行する第一の目的は改宗を促進することとされていたからである。」(L・ウールボン 1992)

「洗礼を授けるために奴隷にする」のであっても「奴隷を獲得するために洗礼を授ける」のであっても、両者にこれ以上の背理はないはず、しかし各々の目的さえ達成されれば後は野となれ山となれ、「キリスト教徒とは悪魔の代名詞」だったのはインディオ達にとってだけでなく、奴隷化されたアフリカ人達にとっても同様だった、という訳です。

3. 「キリスト教化は最良の隷従策」

第3段階ともなるとキリスト教化は奴隷制の「良き下僕」となります。良きキリスト教徒は身分を弁える者であるからです。

ルイ十四世が發布した「フランス領西インド諸島における黒人奴隷の処遇に関する勅令」、「黒人法典 **Le Code Noir**」(60カ条、1685-1848、浜忠雄 1998、小川了 2002)、では「前文」で「アメリカ諸島にローマ・カトリックの宗規を維持し、かつ奴隷の身分について定めるため、以下の通り制定する。」と断った上で、

第二条「当該地域に居住する全ての奴隷は、ローマ・カトリック教会の教義を学び、洗礼を受けなければならない。」

第六条「ローマ・カトリック教徒である奴隷達には日曜日およびその他の祭日を守らせなければならない。」

と「前文」の趣旨を義務付けている。⁽⁴⁾ 小川了は第八条までの規定について次のコメントを与えています—

「アフリカからフランス領西インド植民地に連れて来られたアフリカ黒人はキリスト教徒ではないがゆえに奴隷として使役してもかまわないという通俗的な理解はまったくの誤りである。奴隷は何はさておき、まず第一にキリスト教徒に仕立て上げなければならなかったのである。」

福音宣布と奴隷化の前後関係は

福音宣布が先か奴隷化が先かの関係についてのモンテスキューのコメントは次の通りです—

「わたしは、宗教が、これを信仰する人々にたいして、それを信仰しない人々を隷従状態におく権利を与え、それによってこの宗教の宣布をいっそう容易にしようとしている、とむしろ言いたいと思う。…まさにこの観念に基づいて、彼らはかくも多くの人民を奴隷とする権利を打ち立てたのであった。」(『法の精神』第15編第4章1748)

モンテスキューのこのコメントを、小川了は次の意味合いと解説している—

「モンテスキューの論旨ははっきりしている。異教徒を救うために、彼らを奴隷にし、キリスト教化するのではない。それを名目にして、ヨーロッパ人はアメリカ、西インド諸島でインディオを破滅に追いやり、さらにアフリカ人を奴隷にしているのだと彼は言っている。」

これまでのポイント

反問自問

輝かしい達成勝利の陰には無数の悲運脱落があることを、どれだけ自覚しているでしょうか。新世界の発見以来、現代文明の最先端に到る過程もまた同じ、惨虐と忘却の最たるものは黒人奴隷制とされます。現代文明と誕生を同じくし、発達過程も等しいにもかかわらず、負の遺産だからといって目を瞑るのでは、健全な姿勢とは言えません。

「テロ」でも自衛隊派遣でも武器輸出でも、戦争・平和のいずれでも、それを「良し」とする価値観の裏付けなしには、成り立ちません。その意味で神聖至高の価値観の“生き証人”であるはずの宗教の役割は絶大です。だから、“キリスト教文明”がキリスト教的かどうかを反問し、“キリスト教”がキリストの御心を体現しているかどうかを自問することは、絶対不可欠の命題です。

奨励も、反対も、特に沈黙もし通した教書

教皇教書は、教会の最高指導者が世界大の課題について問題喚起をはかる教導職の一つです。そこには奴隷化を糾弾禁止するものも、許可奨励するものもありましたが、原理と制度の弾効は、廃止論者の人後に墮ちる、現代も近づいてからのことでした。「断固・一貫して反対してきた」とは到底認め難い史実ですが、反対してきたのなら、なぜ人類大の虐殺蛮行が、何世紀も、公然と、続けられ、現代文明隆盛の捨石とされて来たのか理解できません。「証し人」にとっては「沈黙は金」ではなく、迎合・容認・教権の俗権への埋没・屈服・使命放棄以外の何物でもなく、何十年かに一度示される文書の片隅に記録されている文言だけで済むことではありません。先に記した通り、『現代世界憲章』の冒頭に「貧しき者への選択」という文字が認められるからといって、だから教会の現実も変わったと錯覚するのも同じです。

船長にさえ耐え難かった奴隷船

常闇の船倉に鉄鎖に繋がれて大西洋を越えた千数百万の犠牲者、その一人一人が

体験した身の毛もよだつ「生き地獄」を再現する余白はありません。それに代えて、金銭欲だけが職務遂行の動因だったに違いない奴隷船船長の記録を転写します—
「1694年、700人の奴隷を積載して“新世界”へ向ったハンニバル号は、航海途上で320人を死亡させた。死亡率43%である。そのハンニバル号の船長は航海日誌に次の憤懣をぶちまけている。

『金鉱を探索した山師がどれほど苦勞したといっても、ニグロの運搬にあたって
いることのむかむかするような奴隷船にはとても耐えられない。われわれは敢えてこのみじめな状態に2度までも耐えたのだ。しかも、その結果はどうか。バタバタと奴隷が死んで、われわれの航海を水泡に帰せしめたのだ。何ゆえにかくも不運なのか、何ゆえにかくも馬鹿馬鹿しい目的のために、かくも耐え難き苦痛を忍ばねばならないのか、思うだけでも憔悴し、苛立ちがこみあげてくる。』
このような嘆きは、この貿易を称讃する17世紀人の圧倒的なコーラスに掻き消されてしまった。ニグロの奴隷制と奴隷貿易は、当時の重商主義経済理論に見事に適っていたからである。」(E・ウィリアムズ 2000)

猿谷要の要約

奴隷狩り、連行、反乱、競売等、奴隷取り引きを挿絵を挿んでビジュアルに紹介しているJ・メイエールの『奴隷と奴隷商人』(1992)の序文に猿谷要は要約を掲げています—

「人間が人間を奴隷として商品化する醜行が、近世に入ってからなお4世紀も大規模に続けられたという事実、その暴力のため人類発祥の地アフリカの文明が衰えたと言う事実、さらにその結果、南北アメリカ大陸の人口構成が今日にいたるまで決定的な影響を受けているという事実—これは歴史のなかで、いかに多くのスペースを割いて記述してもいいほど重大なことではないだろうか。

…にもかかわらず、ごく最近まで…この重大な事実は、ほとんどひと言だけ記述される程度ですまされてきた。しかしその実態は、…西欧のたいていのキリスト教国が、4世紀もの長いあいだ、推定千数百万人ものアフリカ人を奴隷として強制的に連れだし、北米・中米(とくにカリブ諸島)・南米(とくにブラジル)の各地に送り込んだのだった。

つまり、大西洋上に神はいなかったのである。」

【註】

- (1) 西出敬一 1970、石原保徳 1980、L・ウールボン 1992。なおラス・カサスは「1560年にいたるまでに、およそ4000万人におよぶインディオが死滅し…てしまった。」(『インディアス史』第3巻第155章)と記している。
- (2) 第二バチカン公会議迄踏襲されることになるローマ市民法に基づいての自由人が奴隷化されるための「正当な権原」は、(1)戦争での、戦闘員か市民かを問わない、捕虜 (2)犯罪者 (3)負債の抵当 (4)両親に売られた未成年者 (5)自己売却

(6)女奴隷からの出生、マックスウェル、O・パターソン 2002。

(3) J.S.Panzer, *The Popes Slavery*, Alba House, 1996, p.2.

今にして赤面の到りだが、筆者が 1950 年代後半に習った倫理神学の教科書には「奴隷制度は倫理的に本質的悪ではない **not intrinsically morally wrong**, なぜなら主人が（終生）手にするのは奴隷の使用権 **Dominium Utile** だけなのだから」とあった。マックスウェル 123 頁参照。

(4) この他、キャッサバ粉等食糧の支給について（第 22 条）、主人とその家族を殴った場合は死刑（第 33 条）、逃亡した場合、3 度目は死刑（第 38 条）等を規定している。「黒人法典」は、洗礼の規定によって黒人を人間と見なしていたとも言えるが、“黒い積荷”には保険がかけられ、その損失には保険金が支払われたことは逆である。なお、プロテスタント諸国の植民地で洗礼に消極的だったことについては、別記予定。